

＜緊急雇用にかかる費用等の対象期間について＞

本補助金は、コロナ感染症発生による一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するため、緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。そのため、緊急雇用に係る職員は、下記の①②③の期間のみ雇用されることを原則としています。また、①②③の期間終了後に労働・広告掲載等を開始する場合、コロナ感染症発生による業務増加・人員減少に対応できないため、対象経費となりません。例外的に、①②③の期間内に雇用・広告掲載等を開始し、同期間を超えて雇用・広告掲載等せざるを得ない場合は、①②③の期間に緊急雇用するための最短期間（最大1か月を想定）の費用を対象とします。（したがって、①②③の期間を超えて、長期間、継続的に雇用・広告等掲載する予定のものは対象となりません。）

陽性（濃厚接触）	緊急雇用が必要な期間	国要綱上の項目	想定される対象経費	備考
① 職員のみ	陽性（濃厚接触）となった職員が入院・自宅療養のため勤務できない期間	緊急雇用にかかる費用	代替職員の給与	左の期間内の労働の対価のみ
		割増賃金・手当	陽性となった職員の業務を、他の職員が行うために生じた残業代・休日出勤手当	左の期間内の労働の対価のみ
		緊急雇用にかかる費用	代替職員を労働者派遣会社の派遣労働者とした場合	左の期間内に申し込んだ派遣契約に基づく、左の期間内の労働の対価及び派遣会社への手数料。 労働の期間が左の期間を超える場合は、左の期間内に労働させるための最短期間（最大1か月を想定）の費用
		職業紹介料	代替職員を職業紹介事業者のあっせんを受けて採用した場合の職業紹介手数料	左の期間内に申し込んだ職業紹介契約に基づき、左の期間内に労働を開始した場合、対象とする。 ただし、左の期間を超えて、長期間、継続的に雇用する予定のものは対象とならない
		緊急雇用にかかる費用	代替職員を雇用するための広告費用	左の期間内に申し込んだ左の期間内の広告費用。 左の期間を超える場合は、左の期間内、広告するための最小の費用。 左の期間終了後に広告掲載を開始した場合は、対象外。
② 入所者（利用者）のみ	最初の入所者が発症した日から、入所者全員が退院基準を満たすまで	緊急雇用にかかる費用	追加職員の給与	左の期間内の労働の対価のみ
		割増賃金・手当	入所者（利用者）の感染への対応のため増加した業務を行うために生じた残業代・休日出勤手当・危険手当	左の期間内の労働の対価のみ
		緊急雇用にかかる費用	追加職員を労働者派遣会社の派遣労働者とした場合	左の期間内に申し込んだ派遣契約に基づく、左の期間内の労働の対価及び派遣会社への手数料。 労働の期間が左の期間を超える場合は、左の期間内に労働させるための最短期間（最大1か月を想定）の費用
		職業紹介料	追加職員を職業紹介事業者によりあっせんを受けて採用した場合の職業紹介手数料	左の期間内に申し込んだ職業紹介契約に基づき、左の期間内に労働を開始した場合、対象とする。 ただし、左の期間を超えて、長期間、継続的に雇用する予定のものは対象とならない
		緊急雇用にかかる費用	追加職員を雇用するための広告費用	左の期間内に申し込んだ左の期間内の広告費用。 左の期間を超える場合は、左の期間内、広告するための最小の費用。 左の期間終了後に広告掲載を開始した場合は、対象外。
③ 入所者（利用者）及び職員	①②の期間の始期のいずれか早い日から、①②の期間の終期のいずれか遅い日まで	同上	同上	同上